

2. 施工状況

II. 工程管理

a	b	c	d	e
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

該
当【評価対象項目】

隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 工程管理に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。

工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。

工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

その他 理由：
●判断基準（県では上記該当項目を総合的に判断して、評価を行うこととしているが、本市は下記に沿って、評価する。）

該当項目が3項目以上・・・a
該当項目が1項目・・・・・・b
該当項目なし・・・・・・c

2. 施工状況

III. 安全対策

a	b	c	d	e
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

該
当【評価対象項目】

建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 安全対策に関して、監督職員が文書により改善指示を行った。(d 評価)

安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。

安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。

安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。

安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。(e 評価)

安全対策に係る取り組みが地域から評価された。

その他 理由：
●判断基準（県では上記該当項目を総合的に判断して、評価を行うこととしているが、本市は下記に沿って、評価する。）

該当項目が3項目以上・・・a
該当項目が1項目・・・・・・b
該当項目なし・・・・・・c

4. 工事特性

I. 施工条件等への対応

工事特性を評価

評定点 点 加点

6. 社会性等

I 地域への貢献等

a	a'	b	b'	c
優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない

該
当【評価対象項目】

周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。

現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動へ積極的な協力を行った。

その他 理由：
●判断基準（県では上記該当項目を総合的に判断して、評価を行うこととしているが、本市は下記に沿って、評価する。）

該当項目が4項目以上・・・a 該当項目が1項目・・・・・・b'
該当項目が3項目・・・・・・a' 該当項目なし・・・・・・c
該当項目が2項目・・・・・・b

8. 法令遵守等

措 置 内 容	点 数
<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意相当	-8点
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意相当	-5点
<input type="checkbox"/> 7. 工事事故に関する評定基準による場合（「減点フローチャート」による減点合計）	
<input type="checkbox"/> 8. その他（理由：）	
<input type="checkbox"/> 9. 該当項目なし	

減点理由

- ① 本調査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
6. 一括下請け、技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから、工事関係者事故又は公衆損害事故を起こした。